

○たつの市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年12月1日

告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち同項第1号に規定する第1号事業の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (2) 旧介護予防通所介護 整備法第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。
- (3) 訪問介護相当サービス 旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスをいう。
- (4) 緩和した基準による訪問型サービス 旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。
- (5) 通所介護相当サービス 旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。
- (6) 緩和した基準による通所型サービス 旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示において、使用する用語は、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）で使用する用語の例による。

(事業構成)

第3条 市長は、第1号事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第1号訪問事業
 - ア 訪問介護相当サービス
 - イ 緩和した基準による訪問型サービス
- (2) 第1号通所事業
 - ア 通所介護相当サービス

イ 緩和した基準による通所型サービス

(3) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

（第1号事業の委託等）

第4条 市長は、適当と認める者に対し、第1号事業の全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、適当と認める者が運営する事業所を、第1号事業を実施する事業所として指定することができる。

3 第1号介護予防支援事業は、地域包括支援センター及びたつの市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成18年告示第35号）に規定する在宅介護支援センターが実施するものとする。ただし、市長が認めたときは、居宅介護支援事業所に委託することができる。

4 第2項に規定する事業所の指定に関し必要な事項は、たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱（平成28年告示第109号）に定める。

（第1号事業に要する費用の額）

第5条 第1号事業に要する費用の額は、別表に定める額とする。

（第1号事業支給費の額）

第6条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定された第1号事業に要する費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について、前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について、第1項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に規定する第1号介護予防支援事業については、前条の規定により算定された第1号事業に要する費用の額の100分の100に相当する額とする。

（支給限度額）

第7条 居宅要支援被保険者等が利用した第1号事業に要する費用の額の支給限度額は、法第55条第1項に規定する支給限度額により算定するものとする。事業対象者に係る支給限度額は、要支援1の支給限度額と同額とする。

2 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る第1号事業について行う。

3 居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、第

1号事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

(利用料)

第8条 第1号事業の利用者は、第6条第1項から第3項までに規定する第1号事業支給費の額を控除した額を利用料として負担するものとする。

2 第1号事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、利用者の負担とする。

3 第1項の利用料は、第1号事業を実施する者が、これを徴収する。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下これらを「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、第1号事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、第1号事業による効果が期待される居宅要支援被保険者等の早期発見に努めるほか、支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(指導及び監査)

第11条 市長は、第1号事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施する者に対して、必要に応じて指導及び監査を行うものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、第1号事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(第1号事業に要する費用の額の特例)

2 第1号事業のうち訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスを実施する事業所が、平成27年3月31日において、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスを実施している場合における当該事業所の当該事業に要する費用の加算・減算については、平成30年3月31日までに限り、第5条の規定にかかわらず、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の例による。

附 則（平成29年2月13日告示第3号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月27日告示第81号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後のたつの市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月10日告示第115号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年8月8日告示第107号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の改正規定は、令和元年10月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日告示第45号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は、令和3年4月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日告示第102号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は令和3年10月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月13日告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は令和4年4月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月15日告示第88号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は令和4年10月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月18日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表の改正規定は令和6年4月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月24日告示第63号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表の規定は令和6年10月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年1月10日告示第2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表の改正は令和7年4月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和8年5月14日告示第80号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表の改正は令和8年6月1日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

第1号事業 名		第1号事業に要する費用の額		対象者
		サービス 費	加算・減算	
第 1 号 訪 問	訪問介 護相当 サービ ス	11,7 60円／ 月	<介護職員等処遇改善加算> (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ） 当該サービス費×270／1000 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 当該サービス費×287／1000	事業対象 者・要支援 1・2（週1 回程度の利 用）

事業		23, 490円／月	(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ) 当該サービス費×249／1000 (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ) 当該サービス費×266／1000 (5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 当該サービス費×207／1000 (6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 当該サービス費×170／1000 ＜高齢者虐待防止措置未実施減算＞ 当該サービス費×1／100	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度の利用)
		37, 270円／月		事業対象者・要支援 2(週2回を超える程度の利用)
	緩和した基準による訪問型サービス	2, 170円／回		事業対象者・要支援 1・2(週1～2回程度の利用)
第1号通所事業	通所介護相当サービス	17, 980円／月	＜介護職員等処遇改善加算＞ ①利用定員が19人以上である場合 (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰイ) 当該サービス費×111／1000 (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ) 当該サービス費×120／1000 (3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ) 当該サービス費×109／1000 (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ) 当該サービス費×118／1000 (5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 当該サービス費×99／1000 (6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 当該サービス費×83／1000 ②利用定員が19人未満である場合 (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰイ) 当該サービス費×117／1000 (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ) 当該サービス費×127／1000	事業対象者・要支援 1(週1回程度の利用)
		36, 210円／月		事業対象者・要支援 2(週2回程度の利用)
	緩和した基準による通所型サービス	3, 320円／回		事業対象者・要支援 1・2(週1～2回程度の利用)

			(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ) 当該サービス費×115/1000 (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ) 当該サービス費×125/1000 (5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 当該サービス費×105/1000 (6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 当該サービス費×89/1000 <高齢者虐待防止措置未実施減算> 当該サービス費×1/100 <業務継続計画未実施減算> 当該サービス費×1/100	
第1号介護予防支援事業	第1号介護予防事業 (介護予防ケアマネジメント)	4,420円/月	<初回加算> 3,000円 <高齢者虐待防止措置未実施減算> 当該サービス費×1/100	事業対象者・要支援1・2